

うぐいすの森定例理事会議事録

名称	令和 8 年 5 月定例理事会
日時	2026 年 5 月 16 日 13 時 30 分～15 時 00 分
場所	自治会館
参加者	会長：八杉哲、 副会長：大倉芳郎、多田廣之、 理事：細萱恵子、小久保広宜、安齋直、相原範明、監事：村上嘉昭、山崎正次 委任状出席：西澤敏彦、佐藤康弘、 欠席理事：菅原秀夫、徳村圭祐 管理事務所：上野哲夫、岩下武 ※理事 11 名中、出席及び委任状出席が 9 名で理事会成立 以上敬称略

定刻の 13 時 30 分に出席予定者が揃い、冒頭に議長から前回の理事会にて議論の対象になった交通費の改定については、対象者が限られ、かつ対象者から特段の要請がないこともあり、交通費については現行規定を改定しないとの提案があり、審議の結果、改定しないことを確認した。

I 報告事項

1. 管理担当からの業務報告、財務報告（4 月分）
 2. 担当理事からの会計報告（4 月の損金計算書）
 3. 総会にむけての作業進捗状況；（1）4 月 22 日に ASAMA 平沢さんから 2025 年度の決算数値を入手、理事監事に配布、損益計算書と貸借対照表による（収支計算書形式ではない）。この数日前から平沢さんから会計処理の基準についてやり取りがあり、これが完了したので、決算数値が出てきた。（2）同日、メールにて、各理事監事に、平沢さんから送付された送付された試算表をもって決算とする旨を連絡した。（3）5 月 7 日に予算案を作成完了し、理事監事に配布、（4）総会議案書案を 5 月 9 日に作成完了し、理事監事に送付し、内容を確認していただきたい旨を連絡した。（5）5 月 16 日理事会に配布可能なように「2026 年通常総会議案書」を印刷完了し、併せて、当日出席理事監事が封筒への封入作業を管理担当者と協働した。

一般的に、決算数値を確定するために、例えば株式会社であれば、決算確定の取締役会を開催し、決算を確定するが、本自治会においては、グループメールにて、理事監事あての決算案の送付と、それに対する異議がないことを確認して、決算確定とする旨、議長が指摘し、全員、異議なく承諾した。

今後の予定；5 月 18 日、月曜に発送、6 月 10 日に出欠確認のハガキ、締め切り、6 月 20 日、定時総会

4. ASAMA から税金計算の結果の報告があった、法人税等の支払は 125,700 円、消費税は 2,904,370 円の還付（水道事業のみ消費税課税対象、売上高に対して費用が多く、赤字なので消費税は還付される財務構造だが、25 年度については井戸掘りやポンプ購入代金などへの支払が大きいと、その支払いに係る消費税が還付されたため、290 万円もの消費税が戻ってきた。）

5. 水源プロジェクト、建屋が完成間近であるが、屋根を今日、作っているとの上野顧問の指摘があった。細萱理事からは、昨日、双葉工業に連絡したところ、例のナフサ入手困難な市場の動きを反映して、双葉も材料の搬入が遅滞したこと、しかし、6 月中には、配水池と井戸との接続は完了したいとのことであったと報告があった。

6. 平井区長が交代挨拶に管理事務所におみえになった。（2 年任期なので、この 4 月から）片井さんから山浦さんに交代。副区長は上野さん。2 年任期なので 2028 年度から上野さんが区長の予定。

7. 当別荘地では初めての作業となる SAKU RESORT 所有土地の樹木伐採業者に関して、大型重機を使用するため短期間に効率よく伐採ができる反面、大型トラックの乗り入れによる道路の破損の可能性の問題、および日曜、休日での騒音を伴う作業が規約違反である問題が発生した。前者については自治会と文書を交わしたことで決着、後者については作業員が土日のアルバイト要員を使う手前、日曜、休日に作業せざるをえない実態から近隣への根回しを自治会で行うことで作業が継続することが望ましい。今後の対策として、規約にある域内での作業の規制事項を看板にて明記する必要がある。

II 議題

① 4 月理事会議事録の承認。

② 総会対応；20 日における作業分担の決定、総会議案書の読み合わせなどをおこなった。議長からシナリオ案を文書にて参加者に提示があり、そこで、各理事監事の役割分担が明記され、各理事監事は了承した。

③ 上記 7. に関する、域内での作業に対する告知方法について審議が行われ、議長より提案のあった入口における看板の掲示とその内容について検討が行われ、取り敢えずの案として、

「別荘地内で作業を行う業者さんへの通知

1. 次の期間、作業はできません； 日曜、祝日、旧暦のお盆期間
2. チェーンソーなどの大きな騒音； 上記のほか、夏休み期間中、平日の早朝、深夜
3. 車両重量 5 トン以上の大型車両の乗り入れは禁止、中型車で乗り入れに協力ください
4. 別荘地内の走行は時速 20 キロ以下を遵守ください
5. 土日の作業や、大型車両、重機等を例外的に使用のとき、事前に自治会と協議ください

6. 騒音等について抗議、要望があったとき、工事業者は誠意をもって善処すること

うぐいすの森自治会」

規約上は土曜日でも工事休止となっているが、土曜も工事休止にすると、却って、会員の不利益になる虞があるので、看板では、土曜は工事休止の対象としないとする。

- ④ ポスト音楽祭は如何？「今後の行事のあり方に関して会員のアンケートをとって判断材料として如何か」との意見についての審議をおこなった。村上監事から今回の音楽祭の反省点の指摘があり、各自、意見を出し合った。森のなかに住む音楽家（会員）、当地と関係のある音楽家（例えば、Yusa・オソバイオリニストにとり祖父が当地に別荘を持ち、幼少のころ当地で遊んだ経験を持ち、この地で音楽を披露できて幸せ）の音楽披露の場として有益であったとの意見が多く、毎年、継続したいとの意見が聞かれた。音楽演奏とカラオケとは日にちを分けて行うことの意見が多かった。

以上